

[自己負担限度額一覧表]

平成29年8月1日現在

【別紙】

所得区分	自己負担限度額(1月当たり)		証の提示	特記事項の記載	摘要欄の記載
	【入院・外来】				
70歳未満	上位所得	252,600円+(医療費-84,200円)×1% 〈多数回該当140,100円〉	国民健康保険被保険者証 国民健康保険限度額適用認定証「適用区分ア」	26区ア	
		167,400円+(医療費-558,000円)×1% 〈多数回該当93,000円〉	国民健康保険被保険者証 国民健康保険限度額適用認定証「適用区分イ」	27区イ	
	一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〈多数回該当44,400円〉	国民健康保険被保険者証 国民健康保険限度額適用認定証「適用区分ウ」	28区ウ	
		57,600円 〈多数回該当44,400円〉	国民健康保険被保険者証 国民健康保険限度額適用認定証「適用区分エ」	29区エ	
	低所得	35,400円 〈多数回該当 24,600円〉	国民健康保険被保険者証 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証「適用区分オ」	30区オ	
70歳～74歳	現役並み所得	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〈多数回該当 44,400円〉	57,600円	国民健康保険高齢受給者証「3割」	
	一般	57,600円 〈多数回該当 44,400円〉	14,000円	国民健康保険高齢受給者証「2割」 ○軽減特例措置対象者(指定公費対象者)窓口負担1割	
	低所得Ⅱ	24,600円	8,000円	国民健康保険高齢受給者証「2割」 ○軽減特例措置対象者(指定公費対象者)窓口負担1割 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証「適用区分Ⅱ」※1	低所得Ⅱ
	低所得Ⅰ	15,000円	8,000円	国民健康保険高齢受給者証「2割」 ○軽減特例措置対象者(指定公費対象者)窓口負担1割 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証「適用区分Ⅰ」※2	低所得Ⅰ

所得区分	自己負担限度額(1月当たり)		証の提示	特記事項の記載	摘要欄の記載
	入院	外来			
75歳以上	現役並み所得	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〈多数回該当 44,400円〉	57,600円	後期高齢者医療被保険者証「3割」	
	一般	57,600円 〈多数回該当 44,400円〉	14,000円	後期高齢者医療被保険者証「1割」	
	低所得Ⅱ	24,600円	8,000円	後期高齢者医療被保険者証「1割」 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証「適用区分Ⅱ」※1	低所得Ⅱ
	低所得Ⅰ	15,000円	8,000円	後期高齢者医療被保険者証「1割」 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証「適用区分Ⅰ」※2	低所得Ⅰ

※1 紙レセプト→「摘要」欄に「低所得Ⅱ」と記載する
電子レセプト→「一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担区分コード」欄にコード「1」または「2」を設定
入院分及び高額療養費が現物給付された外来分に記載が必要

※2 紙レセプト→「摘要」欄に「低所得Ⅰ」と記載する
電子レセプト→「一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担区分コード」欄にコード「3」または「4」を設定
入院分及び高額療養費が現物給付された外来分に記載が必要

○平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた被保険者については軽減特例措置対象者(指定公費対象者)該当のため窓口負担1割